

○厚生労働省告示第三百四十六号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第六号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十年厚生労働省告示第九十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年九月十七日

厚生労働大臣 長妻 昭

第二号に次のように加える。

ヌ アバタセプト（遺伝子組換え）（既存の治療法では効果が不十分な関節リウマチの患者に投与するものに限る。）

ル パクリタキセル（乳がんの患者に投与するものに限る。）

ヲ テムシロリムス（根治切除不能又は転移性の腎細胞がんの患者に投与するものに限る。）